

平成30年度行政監査結果に基づき講じた措置

監査意見	講じた措置						
<p>(1) 調達手続について</p> <p>ア 調達方法は適切か</p> <p>明文の規定はないが、調達すべき物品によっては、物品の仕様等について慎重な検討が必要であるとの観点から、どのような方法により検討したか確認したところ、情報政策課の鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド調達備品一式及び水産試験場の沿岸潮流観測ブイの調達については、外部の有識者を交えた検討会議により慎重な検討がなされていた。また、67件については、部局内で選定会議を開催する等、十分な検討がなされていた。</p> <p>一方、総合療育センターのシャワー入浴装置P A Oについては、通園部に導入し、短時間で高い保温性が保たれるといった効果があったことから看護部にも導入したものの、ストレッチャーの移動空間が確保できない場所に設置したことにより、ほとんど使用されていなかった。</p> <p>また、衛生環境研究所の研究用小型ロータリーキルンについては、特段の検討会議等を経ることなく導入したところ、実験に必要な熱量が得られないことが判明し、ほとんど使用されないまま保管されていた。</p> <p>については、物品の調達に当たっては、設置場所及び利用形態も含めて検討されたい。</p> <p>また、今後も必要に応じて外部の有識者を交えた検討会議を開催するなど、慎重に仕様の決定や機種を選定を行うよう努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="169 1406 839 1529"> <thead> <tr> <th>監査対象機関</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合療育センター</td> <td>シャワー入浴装置P A O</td> </tr> <tr> <td>衛生環境研究所</td> <td>研究用小型ロータリーキルン</td> </tr> </tbody> </table>	監査対象機関	品名	総合療育センター	シャワー入浴装置P A O	衛生環境研究所	研究用小型ロータリーキルン	<p>監査意見を受けて、以下のように対応するとともに、物品の調達に当たっては、今後も設置場所及び利用形態も含めて慎重に仕様の決定や機種を選定を行うこととしている。</p> <div data-bbox="874 555 1409 633" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 総合療育センター：シャワー入浴装置P A O</p> </div> <div data-bbox="906 633 1401 1025" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>施設管理業者、看護部職員等で利用に向けて対応策を協議し、平成31年2月に入浴装置の設置位置を移設した。ストレッチャーの移動空間やスタッフの作業スペースを確保し、児童の体調を考慮しながら週6回程度稼働している。</p> <p>また、設置場所、利用形態等が十分なものとなるよう、各部門の関係職員も交えた協議を行うことを徹底した。</p> </div> <div data-bbox="874 1025 1409 1137" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 衛生環境研究所：研究用小型ロータリーキルン（以下「ロータリーキルン」という。）</p> </div> <div data-bbox="906 1137 1401 1529" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>500万円以上の物品又は仕様や利用計画等の審査検討が必要と認められる物品の購入に当たっては、必要に応じて外部有識者を交えた検討委員会を開催して仕様及び利用計画等を決定することとした。</p> <p>なお、令和元年6月に、有効活用することができる県内教育機関に譲渡した。</p> </div>
監査対象機関	品名						
総合療育センター	シャワー入浴装置P A O						
衛生環境研究所	研究用小型ロータリーキルン						
<p>イ 機種指定の場合、その理由は適切か</p> <p>物品の調達に当たり、特定銘柄の選定は原則としてできないが、特に指定の必要がある場合には理由を文書により明確にして選定（以下「機種指定」という。）することができることとされている。</p> <p>機種指定を行ったのは40件であり、指定について具体的な理由等が示されていたものの、次表に記載した物品16件は、機種指定でありながら仕様書に規格・品質を同時に記載して発注しており、機種指定なのか仕様に適合する物品でよいのか非常に紛らわしく、受注者において混乱を生じるおそれがあった。</p>	<p>物品調達に当たり、電子調達を行う際は、請求課が作成した仕様書を基に物品契約課が物品調達を行っているところ、機種指定の仕様書であるにもかかわらず、規格品質が記載されていたものを通常の調達と同様にそのまま公開してしまったことが原因だった。</p> <p>機種指定の場合には指定機種（同等品不可）と明記するとともに、応札時に提出される「仕様（入札・見積）内訳書」にも、指定機種名に加え同等品不可と明記するなど、応札者に誤解が生じないように努めている。</p>						

監査意見	講じた措置												
<p>については、機種指定による調達の場合は、機種指定であることを明確にした上で発注手続を進められたい。</p> <p>機種指定でありながら仕様書に規格・品質も同時に記載していたものの一覧</p> <table border="1" data-bbox="172 461 839 1211"> <tr> <td data-bbox="172 461 344 703">総合療育センター</td> <td data-bbox="344 461 839 703">デジタルX線TVシステム等 陽・陰圧体外式人工呼吸器 シャワー入浴装置 医療用画像システム参照用ビューワ エックス線CT装置 医療用画像情報システムサーバ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 703 344 819">衛生環境研究所</td> <td data-bbox="344 703 839 819">ガスクロマトグラフ(電子捕獲検出器、高感度窒素リン検出器) パージ&トラップ試料濃縮装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 819 344 860">農業大学校</td> <td data-bbox="344 819 839 860">自走式給餌機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 860 344 976">畜産試験場</td> <td data-bbox="344 860 839 976">肉分析計 ガスクロマトグラフ質量分析計(GCMS/MS)システム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 976 344 1137">倉吉家畜保健衛生所</td> <td data-bbox="344 976 839 1137">リアルタイムPCR 高速液体クロマトグラフ 多検体電気泳動装置 密閉式自動固定包埋装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1137 344 1211">倉吉総合産業高等学校</td> <td data-bbox="344 1137 839 1211">CNC三次元測定器</td> </tr> </table>	総合療育センター	デジタルX線TVシステム等 陽・陰圧体外式人工呼吸器 シャワー入浴装置 医療用画像システム参照用ビューワ エックス線CT装置 医療用画像情報システムサーバ	衛生環境研究所	ガスクロマトグラフ(電子捕獲検出器、高感度窒素リン検出器) パージ&トラップ試料濃縮装置	農業大学校	自走式給餌機	畜産試験場	肉分析計 ガスクロマトグラフ質量分析計(GCMS/MS)システム	倉吉家畜保健衛生所	リアルタイムPCR 高速液体クロマトグラフ 多検体電気泳動装置 密閉式自動固定包埋装置	倉吉総合産業高等学校	CNC三次元測定器	
総合療育センター	デジタルX線TVシステム等 陽・陰圧体外式人工呼吸器 シャワー入浴装置 医療用画像システム参照用ビューワ エックス線CT装置 医療用画像情報システムサーバ												
衛生環境研究所	ガスクロマトグラフ(電子捕獲検出器、高感度窒素リン検出器) パージ&トラップ試料濃縮装置												
農業大学校	自走式給餌機												
畜産試験場	肉分析計 ガスクロマトグラフ質量分析計(GCMS/MS)システム												
倉吉家畜保健衛生所	リアルタイムPCR 高速液体クロマトグラフ 多検体電気泳動装置 密閉式自動固定包埋装置												
倉吉総合産業高等学校	CNC三次元測定器												
<p>ウ 仕様書の内容は適切か</p> <p>必要な仕様が適切に設定されているか確認したところ、機種指定を除く91件のうち90件で適切に内容が定められていたが、衛生環境研究所の研究用小型ロータリーキルンについては仕様書が適切に定められていなかった。</p> <p>なお、仕様書の確認に加えて、機種指定の理由又は仕様書の内容の状況に沿って入札方法等の契約手続も合わせて確認したところ、特段の問題はなかった。</p> <p>については、物品の調達手続に当たって必要な性能を把握し、仕様書に正確に反映するよう努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="172 1682 839 1767"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 1682 440 1724">監査対象機関</th> <th data-bbox="440 1682 839 1724">品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 1724 440 1767">衛生環境研究所</td> <td data-bbox="440 1724 839 1767">研究用小型ロータリーキルン</td> </tr> </tbody> </table>	監査対象機関	品名	衛生環境研究所	研究用小型ロータリーキルン	(1) アの②に同じ。								
監査対象機関	品名												
衛生環境研究所	研究用小型ロータリーキルン												
<p>エ 借入、委託等が可能かどうかの検討を行っているか</p> <p>経費の効率的な使用の観点から、物品の購入による方法に代えて物品の借入れ、外部委託等による方法を検討したかどうか確認したところ、6件において検討されていた。</p> <p>については、今後も借入れや外部委託等の可能性について、必要に応じて比較検討を行うよう努められた</p>	<p>物品購入費の予算計上に当たっては、借入れや外部委託等の可能性についても比較検討を行った上で予算計上を行っている。</p> <p>今後も効率的な予算執行が行われるよう適切に予算計上を行う。</p>												

監査意見	講じた措置										
<p>い。</p> <p>(2) 利用状況について</p> <p>イ 使用頻度は適切か及び</p> <p>ウ 使用頻度が著しく低い場合の理由はなにか</p> <p>調査対象であった131件の内、128件については導入時の想定どおりに利用されていた。</p> <p>しかしながら、総合療育センターのシャワー入浴装置P A O及び衛生環境研究所の研究用小型ロータリーキルンは、(1) アのとおり、ほとんど使用されていなかった。</p> <p>また、衛生環境研究所のブラウン管ファンネルガラスリサイクル実証プラントは、平成28年度に研究が終了したため、平成29年度以降は全く利用されていなかった。</p> <p>エ 使用実績がないものは、今後、使用等の見込みがあるか</p> <p>イ及びウの3件については、いずれも今後の使用方針が具体的に見込まれている状況にはなかった。</p> <p>ついては、使用見込みのない高額備品にあっては、「物品の適正な管理について(平成26年12月19日付庶務集中局長通知)」により、速やかに処理方針を定められたい。</p> <p>また、今後、同様の状況が生じたときは、他機関での利活用が見込めるものについては保管換え等速やかな対応を図られたい。</p> <table border="1" data-bbox="169 1274 839 1473"> <thead> <tr> <th>監査対象機関</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合療育センター</td> <td>シャワー入浴装置P A O</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛生環境研究所</td> <td>ブラウン管ファンネルガラスリサイクル実証プラント</td> </tr> <tr> <td>研究用小型ロータリーキルン</td> </tr> </tbody> </table>	監査対象機関	品名	総合療育センター	シャワー入浴装置P A O	衛生環境研究所	ブラウン管ファンネルガラスリサイクル実証プラント	研究用小型ロータリーキルン	<p>監査意見を受けて、以下の対応をするとともに、会計管理局が物品の適正管理についての取組を強化し、物品損傷等の防止と併せて使用見込みのない物品の処理についての指導・助言を全所属に対して行っていくこととした。</p> <p>また、財政課が、令和2年度当初予算編成から予算要求時に高額備品の利用状況等について聞き取り、確認を行うとともに、その結果を当初予算の査定にも反映することとした。</p> <table border="1" data-bbox="873 810 1410 1630"> <tbody> <tr> <td data-bbox="873 810 1410 931"> ① 総合療育センター：シャワー入浴装置P A O (1) アの①に同じ。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="873 931 1410 1552"> ② 衛生環境研究所：ブラウン管ファンネルガラスリサイクル実証プラント(以下、実証プラントという。) 研究ができなくなった時点で移設すべきであったが、大型の設備であり、移設に相当の経費がかかること等により、処分の目途が立つまで共同研究を実施した企業にそのまま置かせていただいていた。 監査での意見を受けて、他機関で有効活用が図れないか公的機関に打診し協議中であるが、大型の設備であり保管場所の耐荷重の問題と高額な移設費がかかることから、公的機関での活用の希望がないため、民間企業への売却等を検討している。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="873 1552 1410 1630"> ③ 衛生環境研究所：ロータリーキルン (1) アの②に同じ。 </td> </tr> </tbody> </table>	① 総合療育センター：シャワー入浴装置P A O (1) アの①に同じ。	② 衛生環境研究所：ブラウン管ファンネルガラスリサイクル実証プラント(以下、実証プラントという。) 研究ができなくなった時点で移設すべきであったが、大型の設備であり、移設に相当の経費がかかること等により、処分の目途が立つまで共同研究を実施した企業にそのまま置かせていただいていた。 監査での意見を受けて、他機関で有効活用が図れないか公的機関に打診し協議中であるが、大型の設備であり保管場所の耐荷重の問題と高額な移設費がかかることから、公的機関での活用の希望がないため、民間企業への売却等を検討している。	③ 衛生環境研究所：ロータリーキルン (1) アの②に同じ。
監査対象機関	品名										
総合療育センター	シャワー入浴装置P A O										
衛生環境研究所	ブラウン管ファンネルガラスリサイクル実証プラント										
	研究用小型ロータリーキルン										
① 総合療育センター：シャワー入浴装置P A O (1) アの①に同じ。											
② 衛生環境研究所：ブラウン管ファンネルガラスリサイクル実証プラント(以下、実証プラントという。) 研究ができなくなった時点で移設すべきであったが、大型の設備であり、移設に相当の経費がかかること等により、処分の目途が立つまで共同研究を実施した企業にそのまま置かせていただいていた。 監査での意見を受けて、他機関で有効活用が図れないか公的機関に打診し協議中であるが、大型の設備であり保管場所の耐荷重の問題と高額な移設費がかかることから、公的機関での活用の希望がないため、民間企業への売却等を検討している。											
③ 衛生環境研究所：ロータリーキルン (1) アの②に同じ。											
<p>(3) 管理状況について</p> <p>イ 保管場所は適切か(災害等の備えはできているか)</p> <p>保管の状況及び防災対策について確認したところ、次の3件については、保管状況が不適当であった。</p> <p>① 鳥取県土整備事務所：K D S大型藻刈機</p> <p>鳥取市所有の無蓋の敷地に通年保管しており、財産管理上不適切であり、劣化を早めるおそれもあるものと認められた。</p>	<p>所有者である県として、監査意見を受けて適切な管理方法を検討し、以下の措置を講じた。</p> <table border="1" data-bbox="873 1865 1410 2098"> <tbody> <tr> <td data-bbox="873 1865 1410 2024"> ① 鳥取県土整備事務所：K D S大型藻刈機 鳥取市福部町内にある県所有の排水ポンプ車庫に保管した。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="873 2024 1410 2098"> ② 鳥取空港管理事務所：連続式摩擦係数測定車 </td> </tr> </tbody> </table>	① 鳥取県土整備事務所：K D S大型藻刈機 鳥取市福部町内にある県所有の排水ポンプ車庫に保管した。	② 鳥取空港管理事務所：連続式摩擦係数測定車								
① 鳥取県土整備事務所：K D S大型藻刈機 鳥取市福部町内にある県所有の排水ポンプ車庫に保管した。											
② 鳥取空港管理事務所：連続式摩擦係数測定車											

監査意見	講じた措置								
<p>② 鳥取空港管理事務所：連続式摩擦係数測定車 本来は積雪時の滑走路の摩擦係数を測定するために導入したものであるが、平素滑走路等の目視点検にも利用しているため、事務所に近接した無蓋の敷地内に駐車しており、海に近い場所であることもあって、劣化を早めるおそれがあるものと認められた。 については、財産管理上、また、早期の性能劣化を避けるため、適切な管理方法を検討されたい。</p> <p>③ 衛生環境研究所：ブラウン管ファンネルガラスリサイクル実証プラント 平成28年度までは企業Aと共同研究するため、同企業倉庫で使用しており、共同研究期間満了後も企業Aとの保管契約の締結などの特段の法的根拠もなく引き続き同企業倉庫に保管されていた。 については、所有者である県として適切な管理方法を検討されたい。</p> <table border="1" data-bbox="169 1003 839 1240"> <thead> <tr> <th>監査対象機関</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県土整備事務所</td> <td>K D S 大型藻刈機</td> </tr> <tr> <td>鳥取空港管理事務所</td> <td>連続式摩擦係数測定車</td> </tr> <tr> <td>衛生環境研究所</td> <td>ブラウン管ファンネルガラスリサイクル実証プラント</td> </tr> </tbody> </table>	監査対象機関	品名	鳥取県土整備事務所	K D S 大型藻刈機	鳥取空港管理事務所	連続式摩擦係数測定車	衛生環境研究所	ブラウン管ファンネルガラスリサイクル実証プラント	<p>早期の性能劣化を避けるため、以下のとおり管理することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外での駐車を冬季除雪期間（12月～3月）のみとし、それ以外の期間は、原則として除雪車庫で保管。 ・冬季除雪期間以外の車両の使用は、原則として車両の維持に必要な程度の使用に限定。 ・定期的に洗車を行い、車体のさび等の劣化の防止に努める。 ・年1回点検を行うとともに、使用中に不具合等を発見した場合には、部品の交換や修理を行い性能劣化の予防に努める。 <p>③衛生環境研究所：実証プラント 実証プラントの保管について、平成31年2月に企業Aと確認書を取り交わし、管理を明確にした。</p>
監査対象機関	品名								
鳥取県土整備事務所	K D S 大型藻刈機								
鳥取空港管理事務所	連続式摩擦係数測定車								
衛生環境研究所	ブラウン管ファンネルガラスリサイクル実証プラント								
<p>(4) その他の所見 ア 貸付期間外の保管場所の権原について 鳥取県土整備事務所のK D S 大型藻刈機については、鳥取市所有地で通年保管されているが、貸付期間は5月から11月までであり、貸付期間外の保管場所の使用について権原が不明確な状況にある。 については、貸付期間外の保管場所の使用権原について明確にされたい。</p> <table border="1" data-bbox="169 1630 839 1711"> <thead> <tr> <th>監査対象機関</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県土整備事務所</td> <td>K D S 大型藻刈機</td> </tr> </tbody> </table>	監査対象機関	品名	鳥取県土整備事務所	K D S 大型藻刈機	<p>(3) の①に同じ。</p>				
監査対象機関	品名								
鳥取県土整備事務所	K D S 大型藻刈機								
<p>イ 耐用年数の設定について 栽培漁業センターの高速小型調査船は、平成22年に購入されたところ、物品事務取扱規則で定める備品分類表には「調査船」の項目がないことから「その他の舟・舟用品」の項を適用して、耐用年数を5年間と設定している。 しかしながら、同種の構造（FRP製）を有する船舶の実稼働状況を勘案すると著しく短いものと考えられる。 また、すでに耐用年数を経過していることか</p>	<p>統一的な基準である地方公会計マニュアル（総務省）では、償却資産に係る耐用年数は原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に従うこととされているため、県の備品分類表の耐用年数は原則大蔵省令に従い設定しているところである。 FRP製船舶の耐用年数について、大蔵</p>								

監査意見	講じた措置						
<p>ら、固定資産台帳上の帳簿価格は平成27年度末から1円となっており、その後の財産価値との乖離があると思われる。</p> <p>については、耐用年数の設定に当たって、物品事務取扱規則の備品分類表に直接該当する項目がない場合において、単に「その他」に分類し年数を適用するのではなく、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定を参考とするなど、より適切な期間を設定するよう努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="169 616 839 696"> <thead> <tr> <th>監査対象機関</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栽培漁業センター</td> <td>高速小型調査船</td> </tr> </tbody> </table>	監査対象機関	品名	栽培漁業センター	高速小型調査船	<p>省令では船舶その他のもの（4～5年）とされていることから、県の備品分類表では大蔵省令に従い「その他の舟・舟用品」として耐用年数を5年としている。</p> <p>〔＜参考；大蔵省令の船舶の耐用年数＞ 鋼船（7年～12年）、木船（4年～8年）、 その他のもの（4～5年）〕</p> <p>監査意見を受けて、県の備品分類表の耐用年数について、大蔵省令の規定と異なるものは令和元年7月を目途に備品分類表の改正を行うとともに、物品を大切に使用するという観点で耐用年数経過後も継続して適切な管理を行うことを徹底することとしている。</p>		
監査対象機関	品名						
栽培漁業センター	高速小型調査船						
<p>ウ 施設の不適切な使用状況について</p> <p>備品の使用・保管状況を確認したところ、次の2件については、使用・保管状況が不相当であった。</p> <p>① 総合療育センター：シャワー入浴装置P A O 第3の2の（2）イのとおり、ほとんど使用されていないほか、設置場所（病棟浴室）を無意味に占有している状態にあった。</p> <p>② 衛生環境研究所：研究用小型ロータリーキルン 非常時の避難経路として確保されるべき廊下に保管されており、安全な避難の妨げとなるおそれがあった。</p> <p>については、使用見込みのない高額備品にあつては、「物品の適正な管理について（平成26年12月19日付庶務集中局長通知）」により、速やかに処理方針を定められたい。</p> <p>また、今後、同様の状況が生じたときは、他機関での利活用が見込めるものについては保管換え等速やかな対応を図られたい。（第3の2の（2）エと同じ。）</p> <table border="1" data-bbox="169 1662 839 1861"> <thead> <tr> <th>監査対象機関</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合療育センター</td> <td>シャワー入浴装置P A O</td> </tr> <tr> <td>衛生環境研究所</td> <td>研究用小型ロータリーキルン</td> </tr> </tbody> </table>	監査対象機関	品名	総合療育センター	シャワー入浴装置P A O	衛生環境研究所	研究用小型ロータリーキルン	<p>（2）と同じ。</p> <p>なお、ロータリーキルンは、平成31年1月に廊下から避難の妨げとならない試験室に移設した。</p>
監査対象機関	品名						
総合療育センター	シャワー入浴装置P A O						
衛生環境研究所	研究用小型ロータリーキルン						